

建築確認申請「前」に必ずお読みください！

建設者（建築主、事業者等）の皆様へ

三鷹市では、廃棄物の適正保管と清潔で住みよい生活環境を保持するため、「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」により、一定規模以上の建築物等の建築主及び事業者には、廃棄物保管場所等の設置と届出をお願いしています。

また、届出が不要な建築物でも廃棄物保管場所等の設置には、一定のお願いをしていますので、ご協力をお願いいたします。

1 次のいずれかに該当する場合、届出が必要です。

(1) 廃棄物保管場所等設置届が必要な場合

- ア 延べ床面積が 1,000 平方メートル以上の建築物（居住用、事業用とも）
- イ 居住用で戸数が 15 戸以上の建築物
- ウ 三鷹市まちづくり条例第 24 条に規定する開発事業

(2) 再利用対象物保管場所設置届が必要な場合（事業用大規模建築物に限る。）

- ア 事業用途に供する延べ床面積が 3,000 平方メートル以上の建築物
- イ 同一事業所から事業系廃棄物の排出量が年間 50 トンを超える建築物

2 届出様式等

届出にかかる様式や手引き等は市ホームページからダウンロードできます。

三鷹市トップページ→事業者向け情報→各種届出・申請「環境関連」→ごみ・リサイクル関連届出様式→廃棄物保管場所等の設置届について

3 届出等の提出時期

(1) 三鷹市まちづくり条例第 24 条に規定する開発事業の場合

届出を提出される際は「開発事業に伴う事前協議通知書の写し」を持参してください。

（事前協議後に通知する指導事項を確認した上で、届出を提出してください。）

まちづくり条例施行規則第 32 条の同意申請の前までに 3 部提出してください。

(2) その他の場合

建築基準法第 6 条第 1 項の建築確認申請の前までに 3 部提出してください。

届出対象建築物でない場合も、廃棄物保管場所等の設置には、一定のルールがあります。
必ず裏面もご確認ください。

居住用集合住宅における廃棄物保管場所等設置の際の留意事項

1. 保管場所は、公道に面した「建築物の敷地内」に設置してください。

原則、収集車両が収集のために私道等を使用することはありません。公道沿いへの設置が難しい場合は、公道沿いまでごみの持ち出しをお願いします。

2. 保管場所の管理は、居住者、事業者で実施してください。

ごみ出しが乱れると、臭気や周囲の景観にも影響が出ます。保管場所を利用する居住者・設置した事業者の方による適切な管理をお願いします。

3. 保管場所における、ごみ出し区分は、居住者用、事業者用と分けてください。

市では、原則、事業者の排出するごみは収集しません※。

事業者の方は個別に民間収集業者と契約してごみを排出してください。

※小規模事業所の場合は、登録により収集する制度があります。市 HP でご確認ください。
三鷹市トップページ > 事業者向け情報 > 事業系ごみの出し方 > 少量排出事業所のごみの出し方

（三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第6条、23条、46条関係）

4. 行政収集開始申請書の提出

収集開始希望日の2週間前までに「行政収集開始申請書」を提出してください。

（市ホームページからダウンロードできます。）

三鷹市トップページ→事業者向け情報→各種届出・申請「環境関連」→ごみ・リサイクル関連
届出様式→廃棄物保管場所等の設置届について



【お問合せ先】三鷹市生活環境部ごみ対策課
電 話：0422-29-9613
メー ル：gomi@city.mitaka.lg.jp